

～ 戸次本町多目的広場使用の手引き ～

広場の使用条件

- (ア) 戸次本町のにぎわい創出に資するイベントであること
 - ・戸次本町地区内でのイベント等の駐車場としての使用も可能とする。
- (イ) 施設の破損や汚損等を発生させたときは広場管理者へ報告のうえ、原形復旧すること
- (ウ) 第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること
- (エ) 使用期間および時間を厳守すること
 - ・使用期間は設営・撤去を含め5日以内とする。
※帆足本家酒造蔵を利用するイベントに関連する場合は、帆足本家酒造蔵と同じ期間の使用を可能とする。
 - ・使用時間は午前9時から午後5時までの間とする。
※駐車場としての使用に限り、午前8時から午後8時まで使用可能とする。
 - ・料金は無料とする。
- (オ) きれいに後片付けをし、原状回復すること。
- (カ) その他、「戸次本町多目的広場使用の手引き」の内容を守ること

使用上の注意

(1) 責任ある運営体制を整えること

次の全てについて責任ある対応ができる責任者を配置すること。

- ・使用申込からイベント後の片付け完了まで、イベントの全体を掌握すること。
- ・常に連絡を取ることができること。
- ・必ず連絡のとれる緊急連絡先を提出すること。
- ・使用当日、現場に責任者が常駐すること。
- ・周辺地域やイベント参加者からの苦情に適切に応じること。
- ・市役所に苦情等があった場合、通報者へ連絡先を伝えることを承諾すること。
- ・出展者、運営担当者やイベント参加者の指導監督を行うこと。(あらかじめ使用条件等の遵守事項の周知徹底を図ること)
- ・責任者から各運営担当者等への指揮命令系統が整理されていること。
- ・使用当日は受理後の使用届の写しを携帯すること。

※イベント業者に運営を丸投げして責任者が全体を掌握せず、当日のトラブルや広場管理者からの指導に適切に対処しないような場合、次回以降の使用をお断りすることがありますのでご注意ください。

(2) 安全対策を講じること

イ 事故予防

- ・設営～本番～撤収の全行程につき安全対策を適切に講じること。
- ・資材搬入等のための車両進入時には、誘導員の配置等、事故防止策を講じること。
- ・夜間、広場内に資材を置く場合は、事故及び盗難防止の措置を講じること。
- ・広場使用者及びイベント参加者の事故につながらないように、必要に応じてカラーコーンやバーで囲うなど安全防止策を講じること。
- ・火気器具等(燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具等)を使うイベントは、大分市消防局へ相談のうえ、届出すること。
- ・食品を提供(弁当の販売等も対象)する場合、食品衛生法に基づく営業許可または届出が必要となるので、必ず保健所衛生課に問い合わせること。(令和3年6月1日より新たな営業届出制度が始まっています。詳しくは保健所衛生課にお尋ねください。)
- ・酒類を提供する場合は、未成年者及び自動車のドライバーに提供しないことを明示すること。

□ 事故発生時の対応

- ・ 事故発生時は速やかに警察や消防、市役所等関係機関への通報やイベントの中止等、適切に対処すること。

警 察	110	消 防	119
大分市役所	開庁日 097-537-5637 (まちなみ整備課) 閉庁日 097-534-6119 (休日・夜間窓口の宿直室・交換室→まちなみ整備課)		

ハ 事故発生時の責任

- ・ イベントの開催を原因として発生した事故等への対応として、イベント保険等、イベント内容に応じた保険へ加入すること。

(3) 周辺地域へ配慮すること

イ イベントの開催にあたって、事前に周辺住民にビラを配るなど理解を求めること。
(主催者から自治会等へ連絡してください。)

□ ステージや物販ブース等は、隣接する市道にはみ出さないように配置すること。

ハ 迷惑となる行為(勧誘行為、募金や署名の働きかけ、通行を妨げる行為、風紀を乱す行為等)は禁止する。

(4) 清掃を行うこと

イベント終了後は清掃を行い、ゴミ類は全て持ち帰ること。

※主催者が発生させたゴミに限らず、関係者が放置した氷や生ゴミ、汚水、イベント参加者が放置したゴミ等も主催者が責任を持って回収、処分すること。また、イベント終了時と、イベント終了が日没後の場合は翌日の明るい時間帯に再度清掃を行うこと。

(5) 施設の破損、汚れ等の防止を行うこと

イ 施設の破損、汚れ等が発生したときは、原形復旧すること。出店者やイベント参加者が原因であっても、主催者の責務において原形復旧すること。

□ 調理を伴う場合は、ブルーシートやマットを敷く等、汚れ防止策を講じること。

ハ 損傷等が発生したときは、速やかに広場管理者に連絡すること。

[損傷、汚れ等の例]

- ・ 広場看板や木柵との接触による破損
- ・ 飲食物の油や廃液による舗装面の汚れ
- ・ 車両進入による舗装の損傷 等

二 隣接する文化財施設と民家の塀を使用しないこと。破損や支障するおそれがある場合は、各管理者と協議のうえ申請者により養生等の対応を行うこと。

(6) 目的外の行為の禁止

イベントと関係のない行為は、原則として認められません。例外的に許容できるものは概ね次のとおりです。

◎ 協賛企業の宣伝行為

- ・ 協賛企業の商品やサービスの展示、サンプル配布等のためのブースの設置は、イベント本体よりも目立たない規模、配置とすること。
- ・ サンプル配布等はブース内のみとし、ブース外での働きかけは禁止する。契約・勧誘・アンケート等の行為は、ブースの内外を問わず禁止する。
- ・ 看板などへの協賛企業名の表記は、イベントの内容より目立たない程度にすること。

◎ 募金箱の設置等

- ・ 募金活動は、イベントに付随するものと認められる範囲で、公共の福祉の増進に資するものは可能。

(7) 名義貸しや転貸の禁止

広場は使用届を提出した本人が使用することとし、名義貸しや転貸をしてはならない。

(8)車両乗入れの制限等

- イ 広場はイベント等で使用していない時は、駐車場として使用しています。イベント使用時には、入口看板のPマークを外すこと。(看板を裏返しにすればよい。)
- ロ 広場内へ車両を乗り入れる場合は、以下の条件を守ること。
 - (1) 乗り入れ時は、出入口を必要最低限とすること。
 - (2) 使用に合わせて乗り入れ位置を変更する場合は協議を行うこと。
 - (3) 誘導員等を配置し、周囲の安全確認、誘導を行うこと。
 - (4) 広場内に進入した車両は、周囲の状況に注意を払い、最徐行で走行すること。
 - (5) 進入する車両は原則4t車以下とし、これを超える場合は協議を行うこと。
 - (6) 車両を停車した状態で使用し舗装面が損傷するおそれがある場合は、車体重量が直接かからないよう、鉄板や養生マットを敷く等の措置を講じること。

(9)音量に関する配慮を行うこと

- イ 広場周辺の住宅や事務所等の迷惑となるような大きな音を発生させないこと。
- ロ 周辺への影響が大きい時間帯に行わないこと。
- ハ 音楽を流す場合やマイクを使用する場合、1ヶ月前から自治会等へイベントの詳細を説明し理解を得ること。
- ニ スピーカーの配置、音量については、観客だけでなく、周辺の住宅(特に音の響きやすい2階以上)等への影響を考慮すること。
- ホ 苦情が出た場合は、音量を下げる、スピーカーの向きを変える等の対応を速やかに行うこと。

(10)照明に関する配慮を行うこと

- イ 周辺への影響が大きい時間帯に行わないこと。
- ロ 照明の配置については、観客だけでなく、周辺の住宅等への影響を考慮すること。

(11)電気の使用について

広場に電源はないため、必要に応じて主催者にて発電機等を持ち込み使用すること。また、隣接する施設にある電源は使用しないこと。

(12)水道の使用について

広場に水道はないため、必要に応じて主催者が準備すること。また、隣接する施設にある水道は使用しないこと。

免責

天災地変などの不可抗力によってイベントを実施できなくなった場合の損害について、広場管理者はその責任を負いません。

使用の取消

次のいずれかに該当する場合は、使用を取消し、今後の使用を認めない場合があります。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき
- (2) 施設を破損、滅失する恐れがあると認められるとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (4) 使用条件に従わないとき
- (5) 使用中のトラブルが発生した際に、適切な対処を行わないとき
- (6) 広場管理者の指示に従わないとき
- (7) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき
- (8) その他広場の管理運営上、支障があると認められるとき